

## 座間市マスコットキャラクター「ごまりん」使用に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市制40周年を記念して誕生した座間市（以下「市」という。）が有するマスコットキャラクター「ごまりん」（以下「マスコットキャラクター」という。）の使用に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、マスコットキャラクターとは、市が有するマスコットキャラクターに関することをいう。

### (使用の範囲)

第3条 マスコットキャラクターは、その使用に当たり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 市及び市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、団体を市が公認、支援しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する営業に使用するとき。
- (7) その他市長が不適当な使用と認めたとき。

### (使用承認申請等)

第4条 マスコットキャラクターの使用を希望する者は、座間市マスコットキャラクター「ごまりん」使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び市教育委員会が業務のために使用するとき。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 市及び市教育委員会の共催又は後援の事業で使用するとき。
- (5) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用を目的とするとき。
- (6) その他市長が適当と認めたとき。

### (使用承認等)

第5条 市長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に座間市マスコットキャラクター「ごまりん」使用（変更）承認通知書（第2号様式）により、通知するものとする。この場合において、市長は使用条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に座間市マスコットキャラクター「ごまりん」使用（変更）不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（使用期間等）

第6条 マスコットキャラクターを使用できる期間は、市長がその使用を承認した日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 マスコットキャラクターを使用できる期間を経過した後もその使用を続けようとする者は、再度使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料）

第7条 マスコットキャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) マスコットキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。なお、イメージは別表のとおりとする。
- (4) マスコットキャラクターの下部等適切な位置に「座間市マスコットキャラクター「ごまりん」」又は「◎座間市」と表示すること。ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、市長が認めた表示方法とすること。
- (5) マスコットキャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）が完成したときは、速やかに当該使用物件を市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、当該使用物件の写真等を提出すること。
- (6) 商品等で使用する場合は、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守すること。

（報告義務）

第9条 市長は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

（承認内容の変更等）

第10条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、座間市マスコットキャラクター「ごまりん」使用変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の承認について準用する。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、第8条の規定を遵守しなければならない。

（基本デザインの改変等）

第11条 マスコットキャラクターの基本デザインを改変し、その使用を希望する者は、座間市マスコットキャラクター「ごまりん」基本デザイン改変承認申請書（第5号様式。以下「改変承認申請書」という。）及び使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第4条第1号、第2号、第5号及び第6号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により改変承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、改変使用を承認するときは、申請者に座間市マスコットキャラクター「ごまりん」基本デザイン改変承認通知書（第6号様式）により、通知するものとする。この場合において、市長は使用条件を付することができる。

3 市長は、第2項の規定による審査の結果、改変使用を承認しないときは、申請者に座間市マスコットキャラクター「ごまりん」基本デザイン改変不承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（使用承認の取消し等）

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に座間市マスコットキャラクター「ごまりん」使用承認取消書（第8号様式。以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

5 市長は、第4条ただし書の規定により使用承認申請を行わない者が第1項第1号及び第3号に該当すると認めるときは、当該キャラクターの使用を禁止し、当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第13条 前条の規定によりマスコットキャラクターの使用を取り消した場合、使用者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

2 使用者がマスコットキャラクターの使用によって本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(権利の設定の禁止)

第14条 使用者は、マスコットキャラクターについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくマスコットキャラクターの使用権を第三者に対し、承認してはならない。

(争論等の解決)

第16条 マスコットキャラクターの使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(差止請求等)

第17条 市長は、マスコットキャラクターの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償)

第18条 使用者のマスコットキャラクターの使用において、市に損害が生じたときは、市はその損害の賠償を請求することができる。

(その他の事項)

第19条 この要領に定めるもののほか、マスコットキャラクターの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

## 別表（第8条関係）

### マスコットキャラクターのイメージ

「ざまりん」は55万本咲くひまわり畑で生まれたひまわりの妖精。

頭はひまわりの花びら、体はひまわりのタネ。

「ざまりん」のぽっこりお腹には、夢と希望の種がいっぱい詰まっているから、おなかにタッチするといいことがあるかも。お腹はぽっこりでも意外と動けるのが自慢だよ♪

全国のみんなに座間市の魅力をお届けしているよ☆

名 前：ざまりん

誕生日：11月3日

住 所：市内のひまわり畑

性 別：不明（妖精に性別はない？）

趣 味：日光浴、お絵かき

特 技：ダンス、一輪車

